

平成28年第3回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成28年7月19日（火曜日） 午後1時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第52号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）について

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
会計管理者	八木光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
農業委員会事務局長	中山信也君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開会の宣言

○議長（上原豊茂君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成28年第3回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） 余湖議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（余湖龍三君） 議会運営委員会からご報告を申し上げます。

ただいま、議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午後1時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成28年第3回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は2件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成28年第3回臨時町議会招集の挨拶を受けることになっておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、清井農業委員長および仁木選挙管理委員長から欠席する旨の報告がありました。

また、山本上下水道課長、三好図書館長から欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が2件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、3番、河端芳恵君、4番、山田日出夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで、本臨時議会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第3回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

ご存じのとおり今年が開基120年の記念すべき年でございます。先の6月定例議会以降に120年記念事業の多くの事業が執り行われたところでございますけれども、とりわけ6月19日の町民運動会、600名に及ぶ選手団と1千人を超えるであろう観客、大成功の中で町民運動会を終えることができました。また21日には、いっこく堂のスーパーライブが午後からは小・中・高校生を招待し、夜間は一般の参加ということで、これも定員を超える多くの方に観賞いただいたものでございますし、7月9日、10日、10日は参議院議員選挙と重なりましたけれども、ふるさとまつりを開催することができました。特に姉妹町である津野町から津野山古式神楽の一行が来町されまして、宵宮祭、そして本祭りにおいても町民の方々に伝統豊かな神楽を鑑賞していただくことができました。おかげさまをもちまして、これら行事は大盛況の中で成功することができましたことも、これもまた議員各位のお力添えのたまものと心から感謝とお礼を申し上げるものでございます。

それでは、本臨時町議会に提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、一般会計補正予算についてであります。

総務費では、個人町民税の1%を活用するまちづくりパワーアップ特別対策事業のうち

地域活性化チャレンジ事業において、採択結果により予算不足が生じるため、補助金64万9千円の追加。

教育費では、本町出身の故水本修二氏の彫刻作品移設に伴い、移設業務委託費と講演会講師謝礼合わせて920万円の計上。

以上、一般会計総額、984万9千円の追加補正を提案させていただきます。

次に、専決処分でございます。

継続事業で実施のこども園建設事業のうち、旧幼稚園・保育園の解体工事に伴い廃棄物量が設計量を上回り、予算不足が生じたため106万2千円の追加補正と継続費補正を6月20日付けで専決処分しましたので承認を求めるものでございます。

以上、提案をさせていただきます2件の議案の詳細につきましては、副町長から後ほど説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本臨時町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしておりますとおり議場においてクール・ビズの実施ということで9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまいりますので、対応は個々によりしくお願いいたします。

◎議案第53号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第3、議案第53号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書4ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の4ページになります。

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるというものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、継続費のこども園建設事業に伴う旧幼稚園および保育園の解体において、廃棄物の量が設計額よりも上回ったということから継続費全体の中で予算調整を行った結果、不足する分を6月20日付けで専決処分したというものでございます。

それでは、その内容ですけれども5ページになります。専決処分によりまして、専決処分を行った平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の内容を説明いたします。

まず、第1条では歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ106万2千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ49億2,532万4千円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額等でございますけれども、次のページの第1表のとおりとなっておりますけれども、これはご覧をいただくこととしまして、その内容については6ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、第2条の継続費の補正ですけれども、これは次のページの一番下の第2表 継続

費補正という表を見ていただきたいのですが、この表は継続費の年度ごとの予算振り分けの表でございます。訓子府町こども園建設事業の継続費全体の事業費については、今回の補正の106万2千円を加えまして、11億4,314万7千円となるものでございます。

それでは次に、7ページになります。7ページの下の方、まず歳出から説明します。下の表の歳出、10款、教育費、4項、1目のこども園費の右側の方の事業区分、こども園建設事業の工事請負費、幼稚園・保育園解体工事では、解体の際に出るがれきなどの廃棄物が設計に比べてかなり多かったということから106万2千円を追加するものでございます。

継続費における事業の内容は、別に配布しております資料2の上の方の一般会計補正予算に係る投資的事業でご覧いただきたいというふうに思っております。

次に、7ページにまた戻っていただきまして、今度は歳入です。上の表になります。歳入になります。

17款、1項、2目の社会資本整備基金繰入金の106万2千円をこの事業に財源充当するというものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明させていただきましたのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。この106万2千円についてですけれども、これは当初予算のときにきちんと見積もりされて、途中で工事をやっていたから何が多くなった、かになくなったとあって、それを認めるということ、これ自体がおかしいのではないの。見積もりをきちんとすればこんな数字が出てくるわけがない。まして2,200万円を超える解体費用を出している。それに106万2千円を足して2,300万円を超えるような解体、これちまたの業者が言っていたのでは2,200万円でも高すぎると。おそらく500万円から700万円は高い、1,500万円ぐらいでできるはずだという業者が何人かいました。そのときにきちんと見積もりさえすれば、ここでまたどこかへ捨てるのか、埋めるごみになったのかは知らないけれど、足りないから106万2千円を足してくれは、おかしい。そして専決事項というのは、19年に私が新しい議員になったときに議会を開けないときにのみ許される事項であって、これを6月の定例会が終わってから40何日間もあるのに議会にかけないで、そして、ただ106万2千円を承認してくれ、これ1回承認しているから反対しても、そのまま支払われると皆が説明して、私に納得しなければいけないと言うけれども、おかしいのではないかい行政は。自分の懐から出る金を計算してごらん下さい。今回みんな一国一城の主、農家の方、D型を造ったときに600万円、700万円で契約をする。それが途中で100万円高くなったから100万円出してくれと言ったら誰も出さんと言う。一人も払わないと言う。役場は自分の懐から出ていかないお金だから、ばんばんばんばんお金を出す。これはちょっとおかしい

のではないかい。私は常に建設費が高いと言う。今度の解体だってね、ものすごい高いとみんなが言っている。これ総額二千二百何十万円に今度は106万円足したら二千三百何十万円になるはずだけれども、どうだい企画財政課長、これ全額でいくらになるの教えて。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 解体に係る経費なので建設課の方で説明させていただきますけれども、今回の補正につきましては、どこを変更したかという、幼稚園・保育園の解体です。それで予算額については、総額で2,457万円で計上していました。それで実績として2,738万8,800円、結局281万9千円、予算額を上回ったというようなかたちになっています。それで今回については、ちょっと内容だけ説明させていただきますけれど、そのうち継続費にあたるものですから、今まで実施した再生可能エネルギーとか、工事監理だとか、そういったものの入札残がございましたので、その分175万7千円がありましたので、それを控除した残り106万2千円が足りないということで、これを補正させていただいたということで、実際に増えたのは先ほど言ったとおり281万9千円が増加になったということです。

それでこの内容については、どうしても解体工事というのは、物を見て積算するということですから、必ず乖離かいりするんです。丸つきりぴったりになるということはほぼないということです。例えばで言いますと解体工事については25年、26年、27年、うちでやった解体工事、全部で7件あったんですけど、そのうち5件が設計変更を伴っているというようなかたちです。2.3%減から8.3%増まで幅はあるんですけども、どうしてもそうになってしまうというのは、やはり廃棄物の種類ですとか量というのがなかなか見目でぴったりこないという部分があります。それで前回の今までの3年間の部分については、公営住宅ですとか、そういったもので経験値があるので意外とその幅も少なく済んだんですけども、今回についてはちょっと10%を超える幅になったというのは、なかなか大型な解体だったということです。

それで今回281万9千円がなぜ変わったのかという大きな要因を説明させていただきますけれども、これはもう処分料なんです。処分経費で当初コンクリートとスタイロフォームというのを分割して、分けて分別して排出するというような計画でいたんですけど、これについては私も見に行きましたけれども、もう完全に癒着してしまっただけで分割できなかった。それで、そういう分割できない処理というのは、がれき混合という区分なんです。これは処理単価がものすごく高いものになります。それについて、がれき混合というのは元々はゼロで見えていたんですけども、その処理費が266万円になったということ、これが一番大きな要因ということです。ですからこの産廃処理に係る部分というのは、ぴったりと設計するということは、なかなかちょっと難しいということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。いろいろなやり方もあるけれども、これ解体には試掘がついて、まず1回は掘ってみていないのか。そしてそのコンクリがどうの地盤がどうの、いろいろなものは見積もりをする段階できちんとしたのではなかったのか。ということは、あなたも自分で自分の家を建てているはずだ、そのときに途中でこうなりましたからお金を上げてくださいと言われたときに断らないか。それで試掘をやってきちん

としているとしたら、これは業者に泣いてもらわなければならない。281万円だろうが300万円だろうが、自分の見積りのやり方がおかしいんだから。だから業者がこれだけ赤字になりますと言ったからって、それは業者に泣かすよりしょうがない。それを自分の懐から金が出ていかないものだから、なんでもOK、OKでそんなばかなやり方をしていたら訓子府町はどこまでいっても借金なんか減らないよ。私はいつでも言う、土木建築業だけにもうけさせて、町民の大事な金をぼんぼん使ってという言い方をする。はっきり言うけれども。そしたら何回も私は注意されている。あんまり露骨なことを言って、おかしなことを言わないで、真綿で首を絞めるように側から絞めていけと何回も注意されているみんなから。でも今回のこの162万円なんて、予算化しないで本当は泣いてもらって、業者にお前たちのやり方が悪かったんだと。だから跳ね返さなければいけないのだけれども、そういう努力はしたのか。どう業者と話し合いをしたの。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 廃棄物の処理に関しましては、私どもとして、どうしても建っている段階での積算になります。そしてこちらの判断としては先ほど言ったとおり大きなところはコンクリートとスタイロフォームを分割する分割しないの話だったんですけれども、うちの方としては、できるというような判断に基づいて設計をさせていただいて、もちろん我々はそういう積算をしているわけですから、その業者もそれに基づいて入札をしてくるというかたちになった。ただ結果として、それを分けることができないような癒着具合だったと。それが例えばさぼって分けなかったとかということだったら別ですけれども、丸っきりそういうことができなかったということですから、これについては単価も大幅に変わってくるということもあります。そしてこの量については、いわゆるマニフェスト（産業廃棄物管理票）がありますけれども、輸送業者と処分業者とか、丸きり生の数字がきちんと処分場から廃棄の処理場まできちんと出てくるデータになりますから、これについては泣いてくれとか、そういうことではなくて、我々が積算したものと実際の処分費は違っていた、乖離^{かいり}があったということですので、これについては設計変更を認めるというようなことで、今までもそういう対応をしているということですのでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。今後ね、はっきり言うけど、長寿会館を壊して新築する、スポセンも壊して新築する予定であるというときに、こんなおかしな、途中でどうなったからまた追加して金を出してくれ、おおいぞ出しますよというようなことをしないためにも、今後の見積もりに関して心して、自分の懐から金が出ていくというつもりでやってもらわないとならないと思っている。いいかい、そういうふうにやってくれるかい。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） まさに自分のお金のつもりで仕事はしているつもりです。ただ先ほど言ったとおり、やはり積算というのは、特に解体の部分、建築の部分とかではなくて、実際に解体の部分というのは、言ったら悪いんですけど、掘ってみなければわからない部分もあるんですけれども、なるべくそういう乖離がないようなかたちで設計をしたいというふうに努力したいと思えますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

須河議員。

○2番（須河 徹君） 2番、須河です。今の説明の中でですね、がれき混合がゼロで見積もったということが言われたんですけども、全く混合物ゼロだという判断はですね、今の解体、大型の施設解体の中で全く考えられないですね、全く信じられない。本来であれば当然混合物も出るという前提で見積もられるべきだと思うんですけども、その辺の認識はどういう具合に考えられていたのか。それから実際に分離できなかったウレタンとの関係というのは、どういうつくり方がされていたのかと。ひょっとしたらきちんと分けられた可能性もあるのではないのか。混合ゼロという見積もりをした段階で、それがどういう状況でそうなったのかという説明をしていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 当初の設計では、きちんと分けて、もともと鉄筋コンクリートというようなかたちで調整するというので設計はしていたんですけども、先ほど言ったとおりそれ自体を分割して処理できるという認識で、がれき混合という区分は丸っきり最初からのっけてはいなかったんですけども、今回どうしてもそれが処理できなかったという、そこら辺の認識が甘いと言えば、そういうことになるのかもしれませんが、今までの経験でいくと、きれいに剥がせたという部分があったものですから、そういうかたちで設計をさせていただいたということです。これについても現場でも確認しましたけれども、とても癒着がすごくて剥がせるような状況ではなかったということで今回の変更を認めたというようなかたちです。

○議長（上原豊茂君） 須河議員。

○2番（須河 徹君） 今の説明でも全く納得いかないんですけども、がれき混合ゼロというのは普通の大型であれば5%から7%ぐらいは混合物というのは出るような設計をされているはずなんですよね、今回全くゼロだったと。結果的に10%もね混合物が出たと。現実的に実際どういうところでね、剥がれなくてやられたのか、それは見積もりの段階で全く想像できなかったのかどうかというのは、どういう判断なんですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） これにつきましては、床材ですとか壁材のグラスウールというのが付いている部分について、実際に今までの経験でいくと剥がせたものですから、それで金属とに分割してやったんですけども、今回については、分けることができなかったということです。これについてはボード類ですとか、木くずですとか、金属くずですとか、そういった部分については分けてはいますけれども、要するにがれき混合という部分については今までも出てこなかった部分がありますので、その区分は当初の設計には入れていなかったということです。

○議長（上原豊茂君） 須河議員。

○2番（須河 徹君） 3回目ですけども、要するにどういう具合にくっついてたんだと。それから手間かけたら剥がれたのかとかね、それからそれが見積もりの段階でそこまで気づかなかった。その自体がですね非常に理解しづらいとかね、ましてがれき混合ゼロで出している、見積もっているということ自体がですね、理解できない状況だということなんです。もしそうであるならば先ほど川村議員も言われたように、この後の解体

についてもですね、やはりしっかりと混合物ゼロじゃなくて、それはもう必ず出るはずなんですよ、その部分がそれぞれの解体の中で費用として大きくなっているの、しっかりと見積もりと、現場をきちんと把握してやっていただきたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） これにつきましては、おっしゃっていることはよくわかりますので、今後については正直、建っているところを一部壊すなどして調べなければならぬ部分も出てくるので、なかなか今までそういうやり方というのはちょっとしていなかった部分がありますので、なかなか難しいのかなと思いますけれども、今言ったがれき混合については、今後頭の中に入れていきたいと思います。これについては先ほど言いましたとおり丸つきり癒着しておりまして、業者というか、人力で分けることは全くできなかったということは、それについては確認したところでございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西森議員。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。これ見積もりとの乖離^{かいり}が106万2千円ということなんですが、その他にも金を使ったということで大体280万円前後という話がありました。我々一般的に商取引する場合に、農機具を買う、建物を建てる、我々が建てるということになると、そういう乖離がどうしてもやはり私らも予算的に出るわけですが、そのときにやはり我々がとる手法としては、まるまる業者の話を聞くのではなくて、やはり折半にしようと、例えば今回の106万2千円だったら53万1千円ですか、折半にするべという話がよく出ます。行政はそういう交渉というのはないのかどうか、これ今までなかったのか、これからどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 廃棄物の処理については、廃棄物を出した者が支払うということになっていますので、これについては、あくまでも処理料、処理料というのか、重さですとか、そういうものが明らかに出てくるわけですから、これについて当初積算したものと現実のものが乖離があったとしたら、それについては、減る場合もあるんですよ。先ほど言ったように減る場合もあるんですけども、増える場合についても減る場合についても排出者の責任において、やはりそれは払うということで、今までもそういう折半をしたとかそういったような事実はありません。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○8番（西森信夫君） これ今、課長から説明がありましたけれども、減った場合は、それは安くするというのではない。今までないはずだと思います。見積もりを立てた以上仮に減ったら業者のもうけになりますよね、それは減ったから、これだけ安くしますということはあるような気がしますので、やはりこの不特定、どれだけあるかわからないという見積もりに関しては、割り増ししてやはり見積もりを立てれとは言いませんが、ぎりぎり仮に立てたときに、やはり特例というか何かでもって今回のような事案が生じた場合は見積もりを見直すという何かがあれば、本当にこれ見積もり立てて足りなかったから出せということになると、やはり今後もこういう事案が出てくるような気がします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） すいません、ちょっと私の説明がちょっと悪いのかもしれない

いのですけれども、この見積もりというのは、業者からもらった見積もりではなくて、あくまでも建設課の方で、この建物を壊すのに、こういうものでできているから、これは金属がなんぼある、そういうことで内訳を示して、単価は処理単価が決まっていますから単価を示して、それでいくらになるということで、これだったらあなたはいくらで解体できますかというやり方をしているものですから、それは決して業者が、私は2,300万円でやりますと言ったわけではなくて、あくまでもこの量でやってくれと、それが実際には乖離をしたということ。それで例えば平成26年の末広の住宅を壊したときには実際に353万円だったのが345万円というふうに、これは実際、先ほど言ったとおりマニフェストで量というのは出てきますので、これは少しでも変更があった場合は、マイナスだろうがプラスだろうが、そういったような設計変更はしております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。今の話の続きになるんですけど、ということは取り壊しとかに関しては見積もりであって見積もりでないということですよ。要するに業者選定なんていうのはまず意味がないというようなふうに聞こえるんですけど。なぜかと言うと役場で設計、量を示してこれぐらいかかりますよと言った。それを私は今聞いていて、そういうものを示して、かつ、それを落とそうとする業者はその建物を見て、もちろん自分たちでどれだけかかるのかなというものを計算して、それで見積もりをして入札しているのではないかと思ったんですけど、今の課長の言い方からいくとそうではなくて、そんな必要は全然ない、見積もりの必要は全然ないのだというふうに聞こえました。そこら辺の説明をお願いします。

それと、がれき混合物が全然ゼロで計算していて、実際には二百四、五十万円あったと。だからそれで280万円ぐらい増えてしまったんだという、そういうことを言って280万円増えたんだと言いますと、じゃあもともと混合なしで計算していた部分のがれきの金額はどこにいくんだろうなど。ちょっと数字的に合わないんじゃないかと思えますけれども、その説明をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 業者の入札に当たっては、やはり一つは今言ったのは処分量の関係ですね、処分する経費については、こちらで何t、何tになるという示し方はしますけれども、それ以外の、いろいろ人夫がいくらかかるだとか、何日かかるとか、そういった別の経費については、これはいろいろ企業努力でいろいろあると思います。だからそこら辺で差は出てくると思いますけれども、産廃の部分でいったら、これに準じて処理するしかないのかなというふうに思っています。

それと議員おっしゃったとおり、280万円を超えたというのは、他のやつはどうなんだということなので、ちょっときちんと説明しますけれども、これについては先ほど言ったとおり、がれき混合ということで266万円増というふうになりましたけれども、逆に鉄筋コンクリートの量が317t逆に減りますから、その部分で処理単価が実は2,500円ということで85万円は減になります。そこでは、ただ他に当初みていなかった単価1万5千円のグラスウール、紙くずという区分があるんですけれども、これが20万円出

てきたとか、あと保育園なんですけれども、保育園で処理単価5千円の木くず、これについて17tというかたちで設計をしていたんですけれども、壊してみたら44tということで、そこから辺で15万円増になるなど、差し引きがあって281万9千円の増になったということで、細かく言うとそういったいろんな積算の変更があるということです。これについては、先ほども言ったとおり、他の解体でもほぼいろんな増減は出てきているというかたちになります。どうしてこれ議会であまり話題にならないかというのと、どうしてももともとの解体というのは、例えば土木費の住宅費の中の予算でやっていますから、そこら辺の予算はかなり大きな予算なものですから、そこは多少ずれがあっても予算の補正まで伴うということはずないんですね。ただ今回の場合、ご承知のとおり継続費という部分の中でやりますので、どうしてものりしろがちょっと少ないという部分があって、予算の変更ということまで伴ってしまったということなので、今言ったとおり住宅とかそういう解体というのは、もう事業費の変更というのはほとんどの場合であるというふうに認識していただければというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖議員。

○6番（余湖龍三君） じゃあ確認させていただきます。こういう解体とかに関しては、その量に関しては出たところの金額を全て払うと。実際入札しているのはその残りの部分の実際の労務単価とか、そういう経費に関してだけの実際の数字の入札であるというようなふうに理解していいですか。要するに量が増えたら、ぼんぼん増やしますよと、廃棄量が実際に捨てる金額が実際にかかった部分は補償して払いますからと。そういう感覚で役場は仕事を与えているということで理解していいですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） あくまでも当初設計と総体の量、そんなには変わらないと思っていますけれども、実際には処理した経費で支払いを実際にするというので、まさか2倍になるとか3倍になると言ったら、それは調査しますけれども、そういったものではなくて、あくまでも実績で対応して、先ほど説明したとおり、今までの経験でいったら2.3%の減から8.3%の増ぐらいの範囲で収まっていますので、大体それぐらいの範囲で収めるようなかたちの変更にはなると思いますけれども、それは余湖議員が言われたとおり、あくまでもこれは実績で支払うというかたちになります。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。3ページの芸術・文化振興・・・

○議長（上原豊茂君） すいません、今は専決処分のところなので。

余湖議員。

○6番（余湖龍三君） すいません、これは具体的なお答えをいただけるのかどうかかわからないですけれども、私が先ほど質問したように、金額の話をしたときに、いや実はもっとあったんですよと言いましたよね。要するに二百何十万円、その混合では増えたけれども、減ったのは鉄筋コンクリートの部分で80万円、その他にまたグラスウールがとか、そういう説明というのは、こういうときに説明するのはおかしいと思うんですよ。やはり数字を出して、数字を説明するのですから、中途半端でやめないで、また質問されるような質問だと思うんですこれは。数字について言えば。ですからこの部分はこの部分で増

えたんですよ、この部分はこの部分とこの部分で増えて相殺して最後にはこうですよって、何か中途半端な説明でお茶を濁すようなことをしないで、やはりきちんとした説明をこれからしていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 説明については大まかに説明する場合と細かく説明する状況っていろいろあると思います。当初のでいいましたら、主な要因はこういう要因だということ、一番大きかったのががれき混合だったので、そういう説明をしました。

以後、気をつけます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

○7番（川村 進君） 議長。

○議長（上原豊茂君） はい、川村議員。

○7番（川村 進君） 反対討論をしてもこれは専決処分したことは反対とはならないとかという説明だったけれども。

○議長（上原豊茂君） 効力の問題はそうですけれども、議会としてどういう最終的な判断をしたのかという不承認という場合があるということです。ただ不承認となっても、その結果について、元に戻るということはありませんけれども、それに対して、要するに執行者がどのような対処をするのかということが求められてくるということでもあります。

ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第52号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第52号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第52号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

まず、第1条ですけれども、歳入歳出それぞれ984万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ49億3,517万3千円とするものでございます。

第2項にございますように、この補正の款項の区分ごとの金額につきましては、次のページの第1表のとおりですけれども、これについてはご覧いただくこととして、詳細はこの後の3ページ以降の事項別明細書の中で説明していきたいと思っております。

それでは早速3ページをお開き願いたいと思っておりますけれども、まず歳出の方からいきます。

2段目の歳出のところですが、2款、総務費、1項、8目、企画費の事業区分、まちづくりパワーアップ特別対策事業では、これはくんねっぶ型町民税1%活用制度に基づく、これは大きく4事業がございますけれども、その一つの地域活性化チャレンジ事業分に充てるというものでございます。

この事業選定に当たり選考審査会を行った結果、本年度は選定された3本の事業のそれぞれの規模が大きいということから、要綱に基づき当初予算で不足する分を補正するというものでございます。

次に、一番下の表の10款、教育費、5項、1目、社会教育総務費の事業区分、芸術・文化振興事業では、本町出身の故水本修二氏の彫刻を東京の「国立こどもの城」から移設・設置するもので、それに要する費用として、委託料で890万円、そしてその移設に際して水本さんの功績や作品の近代彫刻における位置付けなどを含め、芸術に対する講演会を開催するものとして、講師謝礼として30万円を計上しているものでございます。

この移設に係る890万円の内訳につきましては、別に配布しております資料2の下の表の一般会計補正予算に係る投資的事業の表を後でご覧いただければと思います。

なお、この近代彫刻の移設を起点としまして、今後も含めた芸術文化に対する町としての構想概要をこの後ちょっと異例ではありますけれども、担当から改めて説明させていただきたいと思っております。

次に、一番上の表の歳入になります。17款、1項、4目、地域活性化基金繰入金の984万9千円につきましては、今回の補正の財源とするものでございますけれども、その内訳について若干説明させていただきます。これも別に配布しております資料1の方をご覧いただきたいと思っておりますけれども、左側の基金種目の下の方になります。8として地域活性化基金というのがあると思っておりますけれども、その①一般、その右側の備考欄ですけれども、今回の彫刻移設などに関する費用として920万円を取り崩すものです。その下の③まちづくりでは、歳出のところでも説明しましたようにくんねっぶ型町民税1%活用制度のやつですけれども、地域活性化チャレンジ事業に充てるものとして64万9千円を取り崩すというものでございます。

次に、そのままその資料1を見ていただきたいのですが、これによりまして、平成28年度財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表になりますけれども、全体になりますけれども、備考欄の上の方、一番右側の上の方には先ほど議案第53号の

専決処分で106万2千円の取り崩しを計上してございます。そして下の方の今回の補正に伴う二つの取り崩し、この三つを合わせた結果、年度末の一般会計保有見込額は、この表の一番右側の下から4行目になりますけれども、一般会計の分は39億4,980万8千円となります。

以上、平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）の内容について説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしく申し上げます。

なお、前段でお話ししましたように彫刻作品の移設と文化芸術に関する構想概要を担当の方から改めて説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ただいま副町長からもありましたように、補正予算案に関わる追加の説明の申し出がありました。内容について議員の方からの要請もありましたので、この発言を許可いたします。

社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） それでは、私の方から追加の説明ということでさせていただきます。

今回の彫刻移設に関しては、昨年、本町の公共施設の野外彫刻の作者でございます北見市の小川研氏を通じて、「国立こどもの城」の閉鎖に伴い敷地内に設置してある故水本修二氏の彫刻作品「関係空間」の引き受けについての打診がございました。

水本修二氏につきましては、本町出身の彫刻家で、訓子府小学校、訓子府中学校、北見柏陽高等学校卒業後、武蔵野美術大学に学び、ニューヨークやヨーロッパ滞在を経て、武蔵野美術大学講師を務め、後進の指導とともに、1970年代から80年代にかけて、金属彫刻の新しい分野を開拓し表現の幅を広げることにご尽力された方でございます。

作品の移設につきましては、水本氏のご遺族の強い意向と、水本氏から師事を受けた武蔵野美術大学の先生方からも協力を得て進めているところでございます。

作品「関係空間」につきましては、昭和60年9月に設置されたもので、素材がコールドレン鋼とステンレス、大きさは厚さ1.6cm、高さ最高部で4.1m、最低部、低いところで1.4m、直径4mの円柱状の作品でございます。移設先につきましては、専門家のアドバイスをいただきながら町内の公園や公共施設の敷地への移設を考えております。

この彫刻作品移設をきっかけに、教育委員会といたしましては、豊かな心と大切な郷土を次世代へと継承するために「次代へつなぐ文化芸術活動方針」をつくり、総合的な推進を図っていかうと考えております。

まず本町の文化芸術に関する現状と課題として、文化芸術の振興については、文化連盟加盟団体などをはじめとした多くの個人・団体やさまざまな社会教育事業などで図られており、町民の心と生活に活気と潤いを与えているところです。改めて開基120年を機会に、また、現在策定中の第6次訓子府町総合計画において、本町の文化芸術振興の方向性を考える必要があると考えているところでございます。

子どもたちや町民自らによる創作活動や学習、練習の成果の発表の場と、広く文化芸術に触れる機会と質の高い鑑賞機会がさらに求められております。また、町民の貴重な財産である文化財を活用した学習機会の提供と次代への継承も課題となっていることから、今後も町民と共に文化芸術活動に取り組み、まちづくりへとつながるような総合的な事業展

開を図る必要があると考えております。

こうした現状と課題を踏まえて、基本方針として「過去」「現在」「未来」の時代と時間をつなぐ自主的な学習や、文化芸術活動と社会教育事業などにより「人づくり」と「まちづくり」を進めていきたいと考えております。

具体的な取り組みにつきましては、「過去」の分野においては「温故知新～先人の偉業と郷土の歴史」をテーマに、郷土の歴史・生活・文化を知る学習機会の提供として歴史館を活用した各種事業、史跡・樹木等の周知として史跡標示板などの設置や文化財マップ発行、文化財巡りの実施、文化財の保護と活用として歴史館語り部などを展開していきます。「現在」の分野においては「心と郷土にやすらぎとうるおいを」をテーマに、創作活動や練習成果を発表する機会の提供として、秋の文化祭や公民館ロビー開放事業の開催、郷土の自然や農村景観の保全と活用として訓子府の良さを再発見する事業、「未来」の分野においては『ものの豊かさ』から『心の豊かさ』へ」をテーマに、多彩な文化芸術に触れる機会の提供として町民芸術劇場や各種講座の開催、文化芸術活動をとおした人材育成としてふるさとギャラリーや今回提案いたしますパブリックアートによるまちづくり事業、文化芸術活動のための環境整備などを実施していきたいと考えております。

私たちには、開拓120年という長きにわたり守られてきた訓子府の自然・歴史・文化があり、先人を敬う心を大切にしながら脈々と受け継がれてきた郷土愛と貴重な財産を次代の子どもたちに引き継いでいくという使命がございます。文化芸術活動をとおして訓子府の「過去」「現在」「未来」をつなぐことによって、歴史や自然・文化を大切にし、受け継ぎ、積極的にまちづくりに参加する人材育成が図られ、子どもたちの情緒を育むといった効果が見込まれると考えております。

今回の彫刻作品移設に伴う今後の展開につきましては、作品を移設する意義・目的としては、作者が本町出身であることはもちろんのこと、作品に込められた作者の思いを子どもたちや町民が共有すること、また、こうした芸術鑑賞機会を得ることによって、芸術に対する理解や、相互に意見を交換し、考える「想像力」と、造るという「創造力」を育むことにあります。物事に対する観察力や自己の表現力を鍛え、感受性豊かな心が醸成されることによって好奇心や探求心と、さらなる学習意識の高まりへ発展することを期待するものです。

作り手と見る側が心を通わせて楽しむこと、分かり合おうとすることこそが文化芸術活動における最大の楽しみであり、期待すべき教育的効果であると考えております。また、ただ単に見る・聞くだけではなく、創る喜びと楽しみを得ることもとても重要であり、互いに心を通わせるための手段であると考えます。こうした活動は、特に未来を担う子どもたちにとって大変重要なことであると考え、その教育的効果は計り知れないと考えております。

具体的な事業といたしましては、一つ目として、水本氏の作品を移設した際に作品の解説や作者の功績についての講演会を実施いたします。

二つ目としまして、平成29年度以降に武蔵野美術大学彫刻学科産官学プロジェクトの協力を得ながら、学校や地域において子どもから大人までを対象としたワークショップ的な事業を展開します。「表現すること」「感じ取ること」の大切さを学びながら、子どもたちにとってはふるさと訓子府での貴重な体験の一つ一つが郷土愛を育むもので夢と希望を

与えると考えております。また、武蔵野美術大学から推薦いただいた学生の作品を町内に設置することも考えております。

この取り組みは、平成29年度から当面は5年間実施し、途中見直しを図りながら継続を考えております。また、当初は彫刻中心に展開をしていきますが、武蔵野美術大学と協議を行いながら、絵画などさまざまな分野にも広げていきたいと考えております。

こうした芸術鑑賞の機会や創作活動をとおした子どもたちの心を育む教育活動を進めることによって、ふるさとの歴史や自然・文化を大切に、受け継いでいく人材育成を図ることが重要と考えます。

三つ目として、町内に設置された彫刻等の清掃や修復を含めた基本的なメンテナンスを実施しながら、町民と共に保存していくことを考える必要があると考えております。

以上、次代へつなぐ文化芸術活動方針の説明をさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

担当者の思いが伝わったことと思います。長時間ご苦労さまです。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。

ただいま追加説明のありました件についても関係がございますので、それに関わる質疑も許可いたします。

ご質疑ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） それでは、今、議長からお許しがありましたように890万円に続く10年間のパブリックアートのまちづくりの事業等も含めて、何点かお伺いをしたいと思います。正直言いまして、やや唐突感、違和感を感じながら、この間の彫刻移設の説明を聞いてきました。ただ彫刻移設を契機とした芸術文化の教育づくり、まちづくりの方向性が一応全員協議会でも示されたものと理解しながら、それを前提とした今回の経費と考えますので、今でも気になっている何点かを質問させていただき、回答を聞かせていただいて、この後の表決の判断をさせていただきたいと考えております。従いまして明確にご回答をいただきたいと考えております。

一つ目は、全員協議会においても移設・設置場所につきましては、旧駅舎南側の遊具隣接地を例示したり、今後検討したいということで、いまだはっきりとした場所が示されておられません。特に彫刻ですから、どこに置くかということは非常に重要な要素となると思います。特に子どもたちが毎日集い、遊ぶ遊具の近くでは、彫刻も子ども心によっては遊具化する恐れもあり、安全性の面とか芸術鑑賞の面でも問題があります。この遊具の近くへの移設は、私は個人的には反対なので、そこには移設しないと明確に断言できるかどうか、まず1点目お伺いします。

二つ目、私は先ほど言ったように、どうしても違和感はありますけれども、今、課長から追加説明のあった文化芸術活動方針に基づく10年間のパブリックアートによるまちづくり事業、これはうまく実践できれば教育面、まちづくりの面、人づくりの面で、私は有意義に展開できるのではないかと。こちらの方をむしろ重視している立場でございます。彫刻はきっかけとして、絵画や写真、造形など、幅広いジャンル、幅広い町民が参加でき

る今後のプラン作りとなるかお伺いをします。

三つ目、パートナーとなるであろう武蔵野美大との早急に、予算が通ればですね、協議を開始すべきだと考えておりますけれども、10年間のこの事業は私たち議場に会する者以外はまだ知らない。ある意味当然だし、当然であります、何かうわさが広まっているやにも聞きますので、町がこの移設事業やパブリックアートによるまちづくりの事業を自信を持って推進しようというのなら、町民によく説明をし、町民の理解と参加を図るべきだと思いますので、補正予算が決まったとしたら美大との協議開始および移設とパブリックアートによるまちづくり事業、さらには町民参加について可及的速やかに町民に情報提供を開始するべきと考えるのがいかにかをお聞きします。

最後に、講演会に30万円の予算が出ていますけれども、水本氏の彫刻だけではなく、私が今まで質問で述べたように、芸術が人間に与える効果、芸術・文化とまちづくりの関わりなど幅広く彫刻に限らず、パブリックアートによるまちづくり事業につながっていくような講演の内容を町が積極的に依頼するべきではないかと考えます。ただ手放しで、好きな内容で水本氏の彫刻に偏ったような内容の講演ではなく、将来の事業につながるような依頼をしていただきたいと。それこそがこの予算の有効的な運用につながると考えておりますので、この辺について、四つ目、お答えをお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、4点のご質問があったかと思っておりますので、ご回答させていただきたいと思っております。

まず、設置の場所についてのご質問だと思います。当初、銀河公園の丸い花壇のところが直径4mということもありまして、そこを例として上げさせていただいておりました。議員がおっしゃるとおり、銀河公園の遊具が密集しているということもございますので、この場所への設置ということは考えていないということとさせていただきます。ただ、設置場所につきましては、従来からお話をさせていただいておりますが、武蔵野美大の専門家のアドバイスをいただきながら、町内のしかるべき公共施設、公共公園等の場所を考えながら設置をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目に、幅広いジャンルに対しての今後の展開の部分だったかと思っておりますが、当面は今回、彫刻学科に関わっていただいたということもございますので、彫刻学科の部分が中心になりますが、先ほど説明の中でもお話させていただきましたが、彫刻以外の分野についても武蔵野美大と協議をしながら広げていきたいと考えております。

それから、町民の方への情報提供ということでございますが、議員おっしゃるとおり、大学との協議等が落ち着きましたら、最中も含めてですね、美大との協議を進めながら町民の皆さん方には情報提供を進んで発信をしていきたいと考えております。

それから、4点目の講演会の中身についてですが、議員がおっしゃるとおり芸術・文化の効果、それからまちづくり、それから今後につながるお話ということでございましたので、この辺につきましても講師の依頼時には、こちらの方からお願いをしてですね、そういう部分も盛り込みながらお話をしていきたいということで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） 回答承りました。ちょっと漏れていたかと思いますが、二つ目の幅広いジャンルは答えがありましたけれども、幅広い町民が参加できるパブリックアート事業にしていく努力というかについて、教育長お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに芸術・文化活動でございますので、固定された人、今現在やっている文化活動なり芸術活動をしている方だけではなく、広く子どもから大人まで幅広い世代を対象としたようなかたちで内容を詰めながら進めていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） ちょっとまだ不十分だったんですけども、幅広い町民が参加して、プラン作りに参加するということです。だから途中で、5年で見直しされるということはもう結構なんですけれども、常に町民の視点というか、町民の願いというか、要望というものを、別にこの事業だけではないんですよ、役所がつくった事業でこれで行くからついておいでというのもいいけれども、せつかく10年間もあって幅広いことをやろうとしているのだから、毎年ローリングしてもいいと思うんですよ。だから、ぜひ町民の意見が、町民が参画できるプラン作りについて、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 議員おっしゃるように、これからの芸術・文化活動方針を示した中で、まさにその辺のところを重要としながら、特にこのパブリックアートのまちづくりも含めた中で、広く最初からですね、参画できるようなかたちで、町民が主体的なまちづくりというか、芸術・文化活動に努めるようにしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。この問題については、1点、もしくは2点になるかもしれませんが質問をしたいと思います。

全員協議会の中でもこの問題については、説明をいただいているわけでありましてけれども、まず一つはやはり、今回のこの移設の問題というか、移設のことを本町にとっての一つの契機として、今後、特に子どもさんたちを中心とした文化・芸術について、どうこの移設から、先ほど山田議員も質問もしていましたように、どう発展させていくのかということが本当の意味での、いわゆるお金を使って、町の予算を使ってよかったなということになっていくのかなというふうに思います。そういう観点から一つ質問したいのですが、特に子どもに関わるということからいけば、学校関係との、先生方との協議というか、この説明も含めて、どういうかたちでこの問題についてされていたのか、そういう経過、もし今の時点で答えられるものがあればぜひお願いをしたいということが一つです。

それともう一つは、これは将来的に予算、来年度以降については、890万円の予算とは違ったかたちで別途事業費として、いろいろ出てくるかとは思いますが、やはり基本的な考え方として、例えば今も小学校のリコーダークラブといいますか、ああいう音楽、

あるいは訓青協、これはちょっと質が違うかもしれませんが、訓青協が全国大会に行くと、そこに対する派遣費用だとか、あるいはさまざまなかたちで各種少年団が大会に出ると、やはりそういう部分と今回この事業で将来的にというか、先にいろいろな事業が展開されていくときに、この文化・芸術に関心を持った子どもさん、あるいは大人も含めて、例えば武蔵野美大に行って触れてきたいとか、そういうような思いをしたときには、やはり同列の視点に立った支援のあり方というのが、やはり公平なのかなというふうに私は思いますので、そういうことも含めたこれからの今後の予算措置のあり方について、もし今の時点で答えられることがありましたら、ちょっと説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず1点目の、子どもの芸術活動にかかる学校との関わりで、今回のこの中で学校とどのような協議がなされているかというお話ですけれども、まずパブリックアートによるまちづくりの、今回の水本作品の移設も含めた中で、このようなことで移設をきっかけとして、パブリックアートによるまちづくりを特に子どもや町民を主体としたワークショップを行いながら、学校活動も含めた中でやっていきたいというお話と、それと先日指針を作りました、今後の文化活動方針につきましても、特に学校管理職の方には、町としては今のところこういう考えの中で進んでいるので学校側としてもご意見をいただきたいというお話をさせていただいて、学校としても非常にやはりそういう子どもの今の状況の中ではこういう文化活動の中で生の芸術に触れる機会がやはり今後の子どもの情操感を育むために非常に大切だという部分のご意見をいただいておりますので、この内容がまた具体的というか、詰めた中で学校側とも協議してまいりたいと思っております。

それと2点目の、例えば今それぞれの学校活動や青年活動、さらにはスポーツの大会派遣費等もあって、それと今後、武蔵野美大との関係ができて芸術に関心を持つ人が例えば武蔵野美大に行くような派遣費とは同列ではないかというお話のご質問だと思いますけれども、確かに私もこの辺のところの、そういう子どもたちが育っていければというふうにも考えておりますので、具体的な内容については、今答えることはできませんけれども、實際上、本町出身のお子さんの中にも武蔵野美大に現実的に通われているというふう聞いておりますので、それらのことも含めながら今後詰めてまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。3ページの補正予算の中で何点かお聞きします。

一つ目は、2款、1項、8目のまちづくりパワーアップ特別対策事業で先ほど大まかな説明がありましたけれども、3団体の具体的な内容がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

それから、ただいまの彫刻移設の件ですけれども、今、工藤議員からも質問がありましたように、これから来年度からの予算を立てていく中で、皆さんで協議されていくことはと思いますが、今回、繰入金として基金の繰り入れが地域活性化基金繰入金から出されて

いますが、これ教育基金なのかなと、どちらなのかなと私は思っていたのですが、そこら辺の判断、協議の経過などを簡単に教えていただきたいと思います。

それから、6月定例会前での取り下げから約1か月の間で学校関係者とも協議をなされたというお話を聞きましたが、その他に文化団体とかその辺との協議がどこまでなされたのか。また今後、大まかでもよろしいですが、どうかたちで町民への説明というのを計画されるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、1点目に地域活性化チャレンジ事業の3団体の具体的な内容ということでご質問をいただきました。

1件目がですね、訓子府町特産品開発事業ということで、ゴボウの規格外品を活用して乾燥野菜というんですかね、そういった部分を作っていく事業ということで採択されております。2件目は特産品の開発および商品化事業ということで、これは昨年でもですね、事業採択になりまして、2年連続ということで、ミルククラウン合同会社、今年度についてはちょっと事業自体を少し拡大するというございますので、そういった意味では、従来どおりの牛乳も含めてやるということでございますので、その部分への採択となつてございます。3件目は訓子府特産たれ開発販路拡大事業ということで、ザンギのたれをですね、町特産の、特産というかですね、町の訓粋を活用して特産品としてコラボ商品として販路の拡大をしていきたいということと、事業者については、訓子府のたれカツ井のたれもですね、独自に開発もしてございますので、そういった意味では、特産品の部分を販路拡大と町のイメージアップにつなげたいということで、以上の3件でございます。

それと2点目のですね、今回のパブリックアートの繰入金の関係でございました。今回、地域活性化事業ということで、今回ハード部門としては移設の部分が890万円ということですが、今、先ほど来の議論の中では今後のですね、芸術・文化のまちづくりとかソフト事業に対する部分をやっていくということでございますので、今回については地域活性化の契機にしていくということで、今後もこの基金を一定程度活用した中で進めてまいりたいというふうにございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 西山議員からの3点目のご質問にありました、学校以外の部分への協議等ですが、文化連盟の役員会でもこの件につきましては、ご相談をさせていただきました。今後につきましては、他の関係機関、団体、それから公民館利用団体ともですね、お話し合いをさせていただきながら、町民参加の中での計画作りといたしますか、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。私はこの案件が6月の定例会前に出たときから疑問を持っていろいろお伺いしました。そこで、今教育委員会の方からこれをきっかけにこれからのパブリックアートによるまちづくりということで、ある一定の方向性が示されましたが、今改めてお聞きします。この彫刻の大きさと、色、材質は、また設置場所については武蔵野美大と協議してということですが、この協議の中で、もしかしたら銀河公園のあそこが適切だということになるかもしれないということもあり得るのか。

それとまた、今回この作品の移設を契機にして武蔵野美大の彫刻学科との産官学プロジェクトの意向がありますが、今後10年間、5年で見直しをするということですが、主に武蔵野美大の生徒さんたちに作品を作ってもらって、それを訓子府に設置するというかたちだと思いますが、これ10年間の事業費の見込みはどのように考えていらっしゃるか伺います。

また、この水本氏の作品は鉄製ですが、彫刻と言っても木、ブロンズ、鉄、大理石などさまざまな分野がありますし、具体的にどのようなかたちで武蔵野美大と連携をしていくのか。

それともう一点、この作品はかなり大きいですよ、高さ4m、直径にしたら5mくらいある黒いものだと思いますが、上の方がギザギザになっておりますが、それを設置して冬期間子どもたちの安全に問題はないのか。

それと今まで設置されていたのは、東京の積雪のないところですが、積雪地、それとマイナス20℃を越す寒冷地、そういうことも含めて、この設置を安全にできるのか、以上伺います。

○議長（上原豊茂君） 今、10年間の予算見込みについての質問の内容がありましたけれども、これについては具体的な予算の提示があつてのことではないので、例えば10年間の方向性については発言してもらってもいいと思いますけれども、予算見込みについては今の時点で問うてもこれは無理だろうというふうに私も思いますので、これについては割愛させていただきます。それでは回答の方をお願いいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、河端議員からの質問がありました点にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の場所の問題の銀河公園でございますが、先ほどの山田議員からの質問にもお答えさせていただいておりますが、場所につきましては、当初、銀河公園のあの4mの花壇を設置の場所として、ちょっと事例として上げましたが、今のところ、あそこの場所に設置ということは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから2点目は、今、議長の方からもございましたが、見込みということでは、今後大学との協議も行っていかなければいけないので、どの程度の経費がかかるかとか、あと向こうの方の支援の事業もございまして、補助金の事業もございまして、この辺は今後、大学とも協議をして事業費の見込みをたてていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、3点目の水本作品の「関係空間」につきましては、鉄製でございますが、今後の学生作品、それからワークショップ等の部分におきましては、鉄に限らずですね、さまざまな素材のものをお願いをしたいなということで、大学側とも相談をしていきたいなと思っております。

4点目、かなり大きい、先ほども説明させていただきましたが、直径4m、高さ4m、低いところで1.4m。色につきましては黒っぽい色ということでございますが、ギザギザの部分ですが冬期間ということでございますが、ただ道内には旭川市をはじめとして彫刻によるまちづくりを行っている地域が多々あります。その辺のことを参考にさせていただきながらですね、冬期間も開けているところもございまして、閉鎖しているところもご

ざいます。その辺のことも研究をしながらですね、大学側からのアドバイスも受けながら冬期間の管理につきましては今後研究しながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。要するにパブリックアートという言葉自体も新しいし、これをいろいろ言って、拙速に効果を求めるものではないと。それを教育委員会はね、きちんと説明しないといけないと思う。というのは、芸術作品なんていうのはね、一度言ったことがあるけど、ゴッホのひまわりなんて、ゴッホというのは頭が狂っちゃって、もうひどくなって何百年後にきちんと認められた、はっきり言ってね。ということは、この水本修二氏の作品だってね、今後本町においてどういう評価を受けて、どういうふうにも子どもたちが育ってくれるかということが問題であって、それを拙速に武蔵野美大だか、どこの美大だからとやって、何かの効果を求めるというのは、そういうことであってはこれは賛成するわけにはいかないよ。ですから、とにかく長い期間をかけて、設置する場所をきちんと選定して、私は駅裏より図書館の横ぐらいがいいと思っている。子どもたちがたくさん集まるし、人が集まるからね。だから、教育委員会は、教育のためには長い時間をかけなければいけないということを考えて、設置場所について駅の裏、駅の裏と言わないで、もう少し何かやってもらわないと納得いかないね。

私は、同級生だから柏陽高校の水本修二氏は。だから設置するのには大賛成する。だけど場所と拙速に今すぐ効果を出せ、今すぐ何かを求めるというのであればね、それはまずいと思う。だから「時間をください。そしてやっていきたい」という説明が何か教育委員会には抜けているのではないか。「すぐ効果は出ません」とはっきり言った方がいいと思うけど、どうだい。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 川村議員がおっしゃるように、芸術・文化というのは数値とか何かで計れるものではございません。それで私自身もやはり効果がすぐに出るようなものではない部分で、一朝一夕にいくようなものではないので、そういうことからいえば、芸術・文化につきましては長期的な視点を持った中で進めなければならないというふうに思っているところでございます。

また場所については、先ほど来申し上げているように、当初示した銀河公園のあの遊具のそばではなくてですね、先ほど課長からお話したように、公園内であったり他の公共施設の中で、川村議員の図書館の横ということも参考にさせていただきながら、よりよい場所を専門的な方からご意見を伺いながら設置場所を決めていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。いろいろお答えいただいているのですが、一部でちょっとははっきり理解し難い部分がありましたので、今回の芸術作品において、作者が本町出身者であるということの持つ意味合いといいますか、当初はこの「関係空間」というのは「こどもの城」ですか東京の方にある、本年度中でそこら辺が処分といいます

か、なくなるというようなかたちの中で、遺族の方の意向として、遺族としてはこれ、ある意味においては、そのまま放置して方向がなくなってしまうよりも、訓子府町にというニュアンスがあったのではないかというような気がしたりするのが頭をよぎったものですから。そのことはまた別としましても、あくまでも訓子府、本町出身の芸術家ということで、ただこの方は5歳から本町に在住されて、小、中学校、柏陽高校、卒業後は武蔵野美術大、アメリカなど広く国際的な活躍をされたということで、実質的には武蔵野美術大等で水本氏本人の研さん等によるかたちにおいて芸術性というのは磨かれていった方、ですから本町出身だからという部分のご説明がありましたけれども、そこに対する説明がどうも。それよりも著名な方なんだということではないかと私は思うんですけれどもね。本町出身者だからこうなったんだということではないと思いますし、そこに対する説明がちょっとくみ取れなかったものですから、本町出身者というところにこだわりを持った部分に関して、もう一度ご説明をいただきたいと思います。

また、もう一点、今回の事業費、ほとんどが移設費、再構築費というんですか、要は持ってくるだけにかかっちゃうよと、金額が890万円という金額ですので、大変な移設費ということなんだと思うんですけれども、芸術というものの自体は全員協議会で二、三千万円ぐらいは当初かかったのではないかというような話では、ちらっとお聞きしていたのですけれども、芸術に対する、特にこの町というのは、芸術に対するそういうものはありませんので、強いて言えば叶橋なんかにある小川研さんですか、今回ご紹介いただいた方の、あそこら辺は設計費と一緒になっちゃっているかもしれないんですけれども、ああいうブロンズ、ブロンズなのかなあれ、ちょっとわからないですけれども、ああいうものに対する、どれくらい実際には金額的にかかるものなのかと、もしよろしければ、わかる範囲で結構ですけれども参考とさせていただきたいのでお聞かせいただきたい。

それともう一点ですけれども、再三お答えいただいている中で、今後のパブリックアートを通したまちづくりというような言い方も含めて、今回、芸術に対する評価をかなり高く持ちながら、当初の町長の指針のマニフェスト等にはなかったんですけれども、新しくこれから芸術・文化という、町として次年度以降の計画として、計画といいますか予定として、この町として取り組んでいくんだという大前提で今回のお話もされているように思うんですけれども、そこら辺を来年度以降になると思いますが、そういうかたちで進めていく、まちづくりの一つの方向として進めていくつもりであるということかどうかということを確認したいと思いますけれども。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 今、本町出身のということで、私の方で言葉足らずでございますが、本町出身の著名な彫刻家であるということの認識で間違いはないかと思います。経歴につきましては、堤議員の方からご紹介がありましたが、本町に5歳から高校卒業までおられた方でございます。その後、武蔵野美術大学を卒業されて、教員をしながら数々の国際的なコンクールに入賞されて、国の支援の経費でヨーロッパ、ニューヨークなどに滞在をして、その後、武蔵野美術大学の講師ということで後進の指導を行っている。先ほどの説明にもありましたが、70年代から80年代、彫刻の世界では、非常に一つの時代の流れの大きな転換点だったと聞いておりますが、その時にそういう欧米で勉強してきたものを日本の中で、そういう彫刻のかたちをですね、作品の枠を広げていったというこ

とで評価が高いといわれております。資料的には今、持ち合わせておりませんが、数々の新聞や、それから芸術新潮の1982年だったかと思いますが、そのときの表紙ではございませんが、中のグラフにも載せているような、今回の作品はそのような作品ということで、こちらの方では認識しているところでございます。

2点目でございますが、小川研さんの部分ですが、小川研さんも同じ武蔵野美術大学に、この水本修二氏の弟子ということで、教え子ということで伺っております。建設費の中に盛り込まれているということですので、はっきりとした金額は出せない部分はございますが、一応、今、叶橋にのっているものにつきましては、制作費という考え方かと思いますが、1体700万円くらいということで伺っております。そのようなことでご理解をいただきたいと思っております。他の部分につきましては、役場の前にあります「拓く」というあれも小川研さんの作品でございます。これも約1千万円ほどと聞いております。それから役場内にあります「藹藹」という大理石で創られているもの、これも小川研さんの作製ということで聞いておりますが、これにつきましても約1千万円近くということで伺っております。

今後のまちづくりの部分ということで、3点目にございました。なかなか文化・芸術につきましては、公民館を中心に、それから文化連盟中心にさまざまな活動をされておりますが、どちらかというと本町はスポーツが中心の、スポーツに注目が集まるようなことがございます。文化・芸術活動につきましては、やはりこの中からも先ほども説明をいたしました、心の潤いですとか、活力とか、それから訓子府のまちづくりといいますか、郷土愛というものが育まれるということで考えております。そのようなことを中心に据えながらですね、今回、武蔵野美術大学と、ちょうどこの作品を通じて先生方と知り合うことができましたので、その先生方の力を借りながらですね、より一層の文化・芸術の振興を図っていききたいと考えております。簡単ですがそのようなことで進めていききたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 今、教育委員会の方からさまざまな説明をいただきました。やはり最初にこの話が出たとき、違和感を感じたのは、やはりこの作品をもって訓子府の芸術振興の方向性を求めていくということに違和感を感じました。また訓子府出身ということで思い入れと、いろいろなこともあるかと思いましたが、やはりこの作品は東京の13階建ての「こどもの城」の前庭に置くというコンセプトで作られたもので、それを訓子府に持ってきて、場所はこれから検討ということですが、それがどうなのかなということで一番疑問を感じておりました。

また今後、武蔵野美大との連携について、5年、10年といういろいろな話がありましたが、差し当たって具体的なこれから連携を進める上での事業費は示されない、わからないということですが、大まかに、まず学生を受け入れて、そこでいろいろな事業をする。当然、滞在費なり材料費とか、いろいろなことがかかるとは思いますが、これを今回、彫刻作品を受け入れることで、今後連携を図るとのこととセットならば今後の事業費の見通しもある程度示されてもいいのではないかなと思っております。とりあえず来年度はどれくらい

というその辺の事業費の見込みというのはいかがですか。

○議長（上原豊茂君） 今、答えがあると思いますけれども、本来は来年の事業費について、ここで質問内容に折り込むということ自体は本当は適當ではないというふうに私は思いますけれども、もし教育委員会の方で対応できるのであれば。

社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 申し訳ございませんでした。今後の予算的なことですが、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、武蔵野美大のプロジェクトの方とどのような経費負担があるのかということは、まだちょっとこれから詰めていかなければいけないことですので、その辺はちょっとご理解をいただきたいと思いません。

それからワークショップについては、武蔵野美大とのプロジェクトとの関係ですが、武蔵野美大の学生の推薦をいただいた作品を本町にもとりあえず5年間にわたって設置するということにつきましては、材料費程度を支援するというようなかたちになるかと思いません。ちょっとこの辺についても詳細な金額が示せなくて大変申し訳ございませんが、そのようなことをご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。先ほどから聞いていると来年度からの費用とかそういうもの1、2度言っていますけれども、この事業に対しても、それから過去の事業に対しても、この本町においては一番ひどい例は温水プール、温水プールなんかもうお荷物であって、ひどいものであると思う。それに歴史館に教育委員会は反対もしないで交通安全協会の事務所を入れた。そのときにもう既に本町はおかしいんです。ですから、先ほど私が言ったように、長い時間をみてください。教育委員会は努力しますと。そう言いなさい。言っていることがおかしい、もう拙速で、すぐ答えを出して、すぐ効果を出してというのは、そういうことにはならないと思う。芸術というのはそういうものではないか。だから河端議員の質問に対してどれだけの金がかかるか、とにかく本町のお荷物になって困るようなことだけはいたしませんという言い方ではねのけてもらわないと困る。それをにたくた笑ってね、そんなことでは困るよ、今後の進め方としてもね。だからきちんとしなさい、教育委員会はきちんと。

○議長（上原豊茂君） 今、川村議員のおっしゃったことは質問内容というよりも、教育行政に対する方向性をこう持ってほしいという願望ですので、今の件については、先ほど教育長の方から回答がありましたので、それと同じこととなりますので、これについては回答は不要というふうに私の方で判断させていただきます。

ほか、ご質疑ございませんか。

西森議員。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。このパブリックアートによる彫刻の件なのですが、町民や議会にこれを設置するうんぬんという前に、本町が譲り受ける相談をしてきているという説明が全員協議会の中でありましたが、やはり町民や議会に対して非常に軽視をして取り組んでいるのではないかなというふうに思います。答えをお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 實際上、全員協議会でもお話しているように、このお話自体があったのが昨年の秋頃の話で、もともとは厚生労働省の所管の「こどもの城」というのが廃止になり、今は総務省ということで、総務省自体がその手続きといたしますか、処分といたしますか、施設全体の処分という方向性がなかなか出されなかったことで、この春に實際上、お話が国の方からこういう処分の方法であれば、引き受けてもよろしいという話があったということをまずご理解いただきたいと思います。

それで、その辺のこともあって、お話があったのは去年の秋で、先ほど来、お話しているようにご遺族だったり、水本氏の師弟関係にあった先生たちから、ぜひ本町出身でもあり著名な方だし、先生自体も故郷への思いも強いので、本町にぜひ引き受けてもらえないかというお話があった中で進めてきたということで、ただ議員ならびに町民の皆さんにお話が遅れた部分では大変申し訳ないと思っておりますので、その辺も含めた中で今回ある程度、教育委員会としても今後における芸術・文化活動の方針を出して、これらをきっかけとして、また開基120年を契機とした中で文化・芸術振興を充実していくことをお示しした中で今回提案をさせていただいておりますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。具体的な質問というわけではないんですけども、ただ答えてほしいなという部分がありますのでお願いします。この問題はですね、このことについては、もともと6月定例会前の全員協議会で説明があったところから始まったわけなんですけれども、トータルして考えてみますと町長自身がやはりそういう遺族とかそういう関係のところから、その処理に対して相談を受けて、町長がその時に「わかった。訓子府でそれを引き受けましょう」とそういうのがスタートだったのではないかなと思います。ですから、そのときに町長は首長として将来の訓子府の子どもたちの芸術・文化に対して、こういう利用ができるいいものだと思って、それを即答できると引き受けたのではないかと私は思っています。首長たるもの、そういう場面があって当然かなというふうに私は思っています。ただ、思っていますけれども、思っているんですよね、それでこれは6月定例会の前のその時点でそういう説明が足りないということで、今回の臨時会で上げられたわけなんですけれども、これに対してはこの間、全員協議会でも言いましたように大変教育委員会が頑張って、いいスケジュールというか、いい内容の肉付けをしたのではないかと思います。これは本当に非常に感心していますし、きっと今後楽しみなことではないかと思えます。

それで一つだけお願いがあるんですけども、この間の全員協議会にしても、今回にしても、町長の答えるところがございません。私は町長がこの事案をもって本当に将来の子どもたちに対して、芸術・文化を育てるんだという、強い意思のもとに引き受けたことに関しては、首長として当然というか、自分の信念に基づいて引き受けたのでしょけれども、今後に関しては、こういういい計画がたったものに対する評価といたしますか、われわれはひと言も聞いていませんので、やはり強いそういうことに対する意思表示を一度町長からお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） おそらく総括的な私自身の答弁になると思いますので、お許しをいただきたいと思います。

経過等については、何度もお話をさせていただいているように、小川さんから本町にお話があって、そして昨年の秋以来検討をし、私自身は作品を見に行ったのは3月ではなかったかと記憶しているんですけども、ただその時、移設費の問題と、それから所有権は国であるという、内閣府であると。それから何よりも最終的に議決いただくのは私どもの議会の承認を得なければならないということを含めて、前向きにこのことについては移設の方向で私自身も努力をさせていただきたいということでお話していますけれども、これを町民に明らかにできるかどうかという問題は、内閣府が新年度予算を終えてからでなければ、具体的な話ができないということでございましたので、これは今年度に入って、5月に副町長等に行っていただいて、事務的に今後進めるのであれば、どういう方向が適切なのかということも含めて助言をいただいたということが、正しい経過といえましょうということではないかなというふうに思っております。

私自身は5月26日の全員協議会と7月12日の全員協議会、二度にわたってさまざまなご意見をいただきました。これは今後のまちづくりの大きな柱になっていくポイントになっていくのではないかなというふうに私は考えておりました。

一つは、今から44年前に訓子府に来たときに訓子府の図書購入費は16万円でした。私はその当時の町長、助役、教育長に100万円の予算要望をしたら、こう言われました。「訓子府町は図書で勝負していない。農業で勝負している」というふうに言われました。「そこが置戸町と違うところだ」ということの予算審議の中での回答でございました。それから何十年かたって日本一の貸し出し冊数を誇る図書館になりました。

開基90年の時に札幌交響楽団のグリーンコンサートを開催したいという事業計画を樹立いたしました。その時の議会の一般質問で時期尚早という一般質問が出てまいりました。「『さつきょう』という、稲の作柄の話であって、町民に札幌交響楽団は理解などされるはずがない」という質問でございました。しかし、ご理解をいただいて、札幌交響楽団との町民合唱については大成功に終わることができ、150万円の益金を毎年、クラシック音楽の鑑賞機会にということまで今日に至っているというふうに記憶しています。

私はこのパブリックアートについては、ある意味では作物のように種を植えて、実がなって、収穫して売買するというものとは違って、芸術・文化というのは金額や価値を評価するのは非常に難しいものだというふうに思っておりますけれども、少なからず訓子府町のこれからの芸術・文化、今までなかったこういったことに対する新しい一つの契機になるというふうに私自身は考えておりますし、積極的にこれからも推進をしていきたいと。とりわけ今年は開基120年と同時に、総合計画の第6次の総合計画を策定中であります。もちろん、住民の方々からたくさん意見をいただいておりますけれども、行政として必要な項目の中にこういうパブリックアートの芸術・文化の方向性というのを明らかにしていく、10年間の計画の中で明らかにしていくことが極めて大事なのではないかと考えております。ですから、何度かお話をさせていただいておりますように、場所、それから今後の発展性、教育的な効果、子どもたち・住民参画をどうするかということなど、たくさ

んいただいた課題を背景にしながら今後のこの事業を、私はまず彫刻を移設するというところからスタートして、発展させていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。すいません違うことでお聞きします。先ほどまちづくりパワーアップ特別対策事業費の事業三つについては大まかな説明がありましたけれども、これに対しての金額の配分がわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 先ほど申し上げた1件目のゴボウの関係が50万円、上限額です。2件目のミルククラウン、これが50万円で上限額。3件目のたれ開発については44万9千円ということでございまして、当初、予算が80万円ということでなっております。不足する64万9千円を今回補正提案をさせていただいております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

須河議員。

○2番（須河 徹君） 2番、須河です。ちょっと確認になるのですがけれども、今の現在で持ってくる場所はまず決定されていないと、それから次年度以降の予算も全くわからない状態であると、そして活動内容についても武蔵野美大と相談しながらやらなければプロジェクトの内容についても全く不明であるという状況だということ。それから、パブリックアートによるまちづくりということの中には、絵画もひょっとしたら版画も彫刻も含まれるかもしれないという流れであるということによろしいのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 須河議員が確認されたとおりでございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まずは反対討論の発言を許します。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） この案件に対して反対討論をいたします。

今さまざまな角度から、このパブリックアートによるまちづくり計画が話されました。今ここで予算化されて、これが通れば次年度以降はわからないということですが、これはセットになっていることだと思います。それとこの作品については、大きさ、形状、それと訓子府の寒冷地、積雪地のことを考えると子どもたちに上がギザギザになったりしているし、危険はないのかということもあります。それでこの作品を訓子府に移設して、これをもとに訓子府の芸術・文化の方向性をもっていくということにも反対の気持ちをもっております。

以上の観点で、私はこの案件に反対いたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、賛成討論を許します。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。賛成いたします。ということは今の反対討論の中で積雪とかいろいろ天候とか、これはどこに置いても屋外に置いた場合には天候には左右されます。そしてギザギザがあって危ない、子どもたちに危険が及ばないかという、そういうことですけれども、子どもたちが利口に立ち回って、自分たちがきちんと勉強してくれると信じています。ですから逆に雪が降って氷がどうの雨が降ってどうのというのはいっぱいあった方がいい。子どもたちが自然にそれらを避け、それらの危険を学んで立派な子どもたちに育ってくれると思います。ですから、そういうことが反対の理由であれば困ります。私は賛成いたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する反対討論を許します。

西森議員。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。この案件に関しては将来の子どものため芸術を伝承していくという説明もありましたが、確実に本町は人口減で将来の不安を抱えている訓子府です。たかだか920万円といえども大金です。その920万円をかけ、芸術品が必要か非常に疑問をもっております。それから武蔵野美術大学との交流、学生の作品の制作支援と設置等の計画を持っていますが、この内容と金銭的支出が本当にその材料費だけで5年、10年おさまるのか。非常にこれは不明瞭な点が多くあります。また町民にはやはり何を持ってくるんだという不安感が非常に広まっています。説明が不十分です。そういう中でこれが議会をとおると町民はやはり議会が承認したということ、議会が決めたんだからしょうがない、非常にそういう閉塞感というか「しょうがないわ、町が起案したのに関しては全て通るわ」という、そういうことであってはならないというふうに思っ

て反対をします。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。賛成討論をいたします。

私はこの議案について、5月26日の全員協議会における説明では、河端議員と同様納得のいかない点、それから疑問に感じる点が多々ありました。その後、議会の総意として6月定例会での提案を見送っていただき、再構想していただいたことは本当によかったと思っています。先ほど課長の方から詳しい説明がありましたとおり本町出身者であり、世界的な彫刻家として活躍された水本氏の作品が本町に寄贈されて町民の目に触れることから、そのことをきっかけに今後、子どもからお年寄りまで、心が通う明るく発展的な文化・芸術活動として展開されるよう、職員がこれから一層の努力を期待して、この提案に賛成することとしました。先ほど西森議員もおっしゃったように、これからの10年は今までとは違って、ますます高齢化が進み、町民の不安は増すばかりです。町民のための福祉向上に力を入れることと合わせて、この文化活動が町民にとって、心を豊かにし、よりどころとなるように希望してやみません。またたくさんの議員の中から質問がありましたように、多くの町民の理解が得られるように適切な場所への移設と丁寧な啓発と町民参加でのテーマづくりなども今後は考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ございませんか。

余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。反対討論させていただきます。

私、先ほどの質問でも言いましたけれども、この計画に対しては決して反対とは思っていません。結構いい計画じゃないかと思っております。ただですね、先ほど議長も止めたりしていますけれども、これについては、今年この890万円と30万円を使っての、920万円の予算については、これを認めてしまうということは、この事業全体を認めてしまうということになります。ということはですね、来年度の予算について、来年度から5年間、10年間の予算について、フリーのパスを与えるのと同じような感じがしてしまいます。私は今回この、せっかく6月定例会を見送って計画を練り直したんですから、やはりこれは非常に関連の深いものだと思います。来年からの5年間、10年間どれぐらいのお金をかけるのかと、その内容がわからない限り、今回このものを認めてしまうと、それに対しての計画等を聞かないまま認めてしまうかたちになるのではないかと思います。やはりもう少しその中身をきちんとした上で賛成したいと思っておりますので、私は反対して、もう一度提案のし直しを希望します。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。先ほどもお聞きしました中で、本町出身者ということも大きな要素ですけれども、今、西山議員もおっしゃっていましたように、著名な彫刻作品、しかも、その方のお弟子さんである小川研さんの彫刻類とブロンズ像、大理石等、大体1千万円ぐらいかかっていると。これが本町においては叶橋に4基ですか、それにもう1基、それから「拓く」、それと庁舎内のと、芸術作品に対する対価としては、それよりも著名な方のものが移設費だけで実際に町民が接する場所になると、ものになると、それによって得るものは、それぞれ違う、川村議員ではないですけれども、即効性があるかどうかというのは不明瞭かもしれませんが、ある意味においては、そういうたまたま機会を得たということも含めて、これはぜひとも誘致といいますか、誘致していただきたいなど。当然これは移設費に関しましては、先ほどいろんな条件等おっしゃっていましたので、つめれるものはもう少し安くなってくるような努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、そういうことをお願いしたいなと思います。また余湖議員等からも話がありました次年度とふだがついているのではないかと。それはその時点で反対すればいいんですよ、その先のことは。ですので、今回提案がありました招致に関しては、できればもう少し金額を削れるものであれば削ってはいいただきたいですけれども、このことを含めて、これから先のこの町の、何も無いこの町、一つでも多くの種をまいて何かある町に変えていくというような一つのきっかけとして、ぜひとも実現させていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

須河議員。

○2番（須河 徹君） 今回の提案に反対させていただきます。つきましては、まず本町出身の水本氏ということでございますけれども、今回、美術品として本町に持ってくるということに関しまして、何の基準も規約もない中でどなたが選んでどうしたかと。そういう基準がない中で、こういう活動がされていくということに対して非常に疑問もあります。それから、先ほど町長の答弁の中で44年前に図書と農業の選択があつて、農業を選択されたというお話がありましたけれども、それはやはりどっちを選択するかということで、私は決して農業を選択したことが間違いではなかったという具合に理解しております。それからそのあとこの芸術については種をまくんだということも十分理解できます。しかし農業においても種をまくというときは、やはり誰に向かってものを作って届けるんだ、どんな品種を選ぶんだ、どういうデリバリーをするんだ、必ずですね、いろんなことを構想した中でですね、そういう種まきとかが行われているわけです。ただただ売れるから高いからという種まきを農業はやっておりません。そのことを十分理解していただきたい。それと先ほど質問したようにですね、場所も決まっていない。次年度以降の予算も決まっていない。活動も大学のプロジェクトと相談しなければならないと。それであれば今回ではなくてですね、もう少し煮詰めて提案されてもよろしいのかなと思いますので、今回についてはですね、反対させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論を求めます。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。賛成討論をいたします。

一つは、やはり今回のこの問題というのは、やはりきっかけとして位置付けるということが基本だと思います。もう一つ、その中で文化・芸術ということについて言えば、この物差しというのは、やはりみんなそれぞれだということで、これをもってして水本さんの作品がいい、あるいは気に入らない、あるいはいろいろな考え方があつて、それは当然です。もう一つ、これだけにこだわらず、例えばいろんな絵画の問題でも、合唱だとか、いわゆるその音楽の問題も含めて、やはりそれぞれみんなあるものだと思います。そういう文化・芸術というこの多様性をもったものをどう認め合っていくのかというところがやはり非常にわれわれ今これからの日本人というか日本というか、もっと狭く言えばこの本町においても先ほどから人口減少とか経済的な問題等含めて大変厳しいと言っていますけれども、もちろんそれはそのとおりなんです、その中にあつてそれぞれがやはり協力して生きていかなければいけない。頑張つて一緒になって生きていかなければいけない。そういう前提として、こういう文化・芸術というものの果たす役割、その多様性を認めるというこの役割というのは、やはり大きなものがあるのかなということです。それともう1点気になるのは、本町出身ということ、やはりこれはもっともっと私たちが大事にしてもいいのかなというふうに思っております。これは水本さんのこのいわゆるパブリックアートの部分での本町出身、私もわかりませんが、はっきり言って、どういう方なのか。そういう部分では本当に疎い人間なんです、例えばこれだけではなくて、絵画の分野でも、あるいはミュージシャン的なことで頑張っておられる方もいます。そういう町から外に出て、本町出身ということで頑張っている人たちをなんで私たち地元にいる人たちが応援できないのかなと。逆に私たちがそういう人たちから応援をほしいという話があります。ふるさと納税もそうですけれども、そうではなくて、その逆の発想もこれからの私たちの訓

子府のような、こういう本当に過疎で高齢化が進み、少子化が進んでいく中でどうしようかなといったときに、そういう町から出て一生懸命頑張っておられる方との信頼関係というか、その人たちにどう私たちの今の状況を話をしながら信頼関係を築けるかということが今後においても本当に大切になってくるのかなと。そういう意味合いにおいて本町出身ということの持っている意味というのは、今一度考える必要があるのではないかなと。何かと言えばまちづくりの観点で本町に誰もなかなか来ないとか、そういう話もあります。やはりこれはこちら側から胸襟を開いていくということがこの今回の問題の背景にもあるような気がいたしますので、そういった部分も含めて社会教育の中で、あるいは当局側としても、そういう発想の中で、視点の中でやはりこの問題を捉えていくことの大切さを町民の方に訴えていく必要があるのではないかというふうな思いであります。やはり将来に対する、私はやはり展望、希望をここで少しもっていきたくと。今までになかった訓子府のありようをここで少し変えていく必要もあるだろうということで期待をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 私、質問するときに表決の参考にさせてもらおうと前置きして4点の質問をしました。確かに他の議員さんがおっしゃるように、きっかけとしての彫刻には今でも違和感があります正直言うと。訓子府町出身を高く評価する工藤議員のような意見もありますけれども、私はどこの人であろうとあまり関係ない。芸術作品というのは世界中で日々生まれておまして、いいものはいいいし、よくわからないものはわからない。だけどいろいろな受け止め方があるのが芸術だと思うんですよね。そういう点できっかけである水本氏の作品の善しあしにあまり固執するのはいかがかなというふうに考えが少しこの間変わってきた。それよりも10年間かけてやるであろうパブリックアートによるまちづくり、ここに力点を置くべきだと。そうすると予算もないじゃないか、具体的な計画もまだ決まっていないじゃないかという疑義が今、複数の議員から出された。それはそのとおりだけれども、予算というのはご存じのように単年度主義なんですよね、単年度主義、今年示したくても示せないんですよ。示したらむしろ違法かもしれませんよ。だから堤議員が言われたように次年度以降、もし今日予算がおとって当初の、来年度ですかね、予算額が示されたときに、また議論を深めていけばいいし、私が言ったようにローリングというのはそういうことなんですよ。最初でもう物事全部決めてしまおうと思ったらせつかくの可能性だって失うかもしれない。私はやはりちょっと訓子府は弱かった、どうもお金に関わるまちづくりに私は偏っていたかなと、自分もそういう部署に一時いましたし反省もしながら、やはりお金や生産も大事なんだけれども、これから可能性を秘めた多くの、過疎化といいながらも子どもたちがたくさんいますから、その子どもたち、そしてお年寄りまでも含めてですね、町民参加のローリング、毎年やはり事業を高めていって町民のためのパブリックアートのまちづくり、人づくりをしてほしいという、そういう思いを込めて

ですね、私は前段のちょっと今でも違和感のあるものについては少し我慢しようと、そう思います。従いまして、質問して回答があったように、明確に回答があったと私は思いますし、議事録にも残りましたので、そのようなことが行われる、そのようなことというのは町民参加、簡単に言うと町民参加による事業の展開が行われるということをですね信じますし、当然私たち議会としましては今後もチェックさせていただきますし、そういった総体的な中で賛成をしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年第3回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時40分